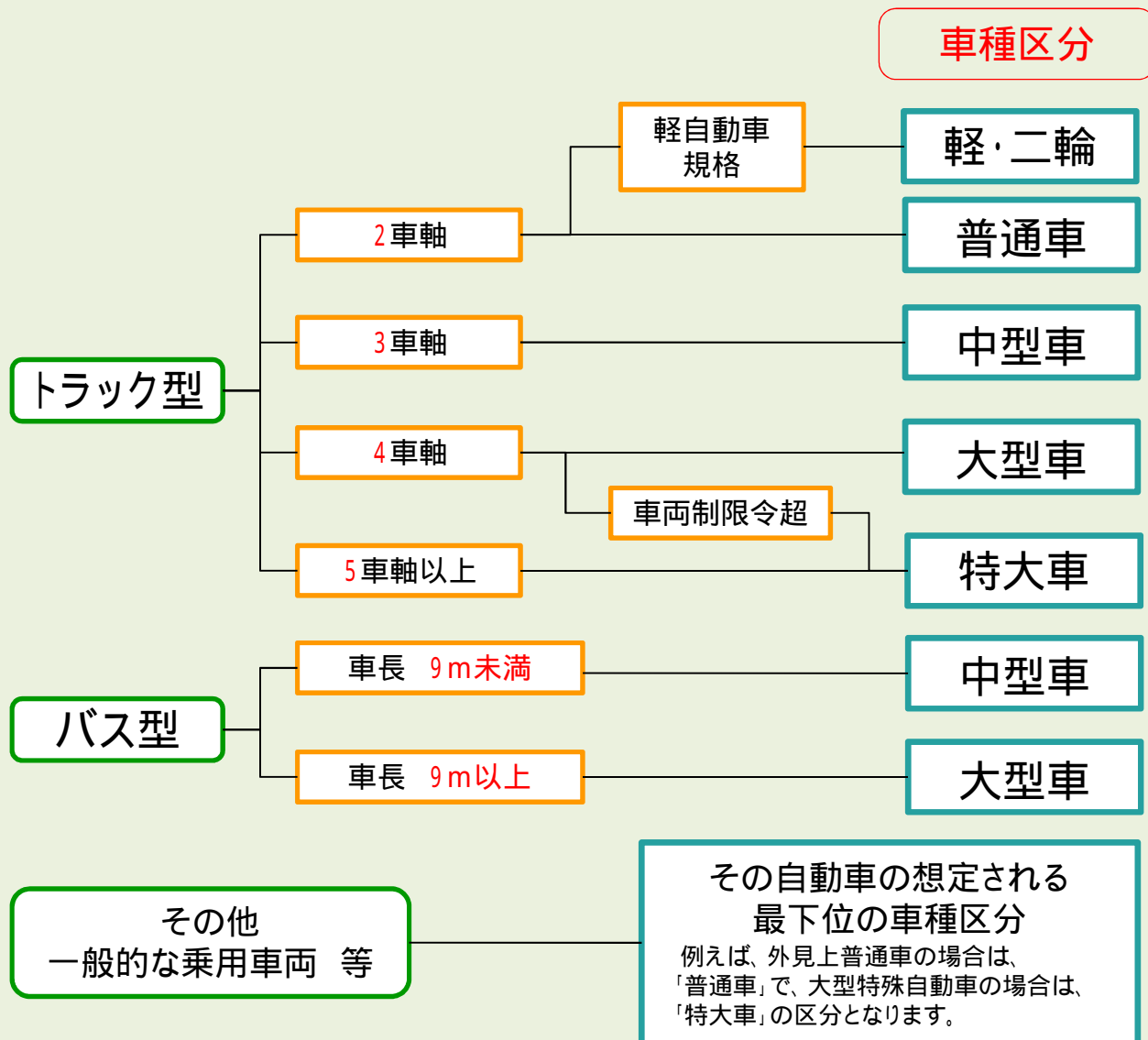


# 仮ナンバー車両の料金車種区分について

「仮ナンバー(臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標及び臨時運転番号標)」をつけている自動車の料金車種区分は、車両形状や車軸数によって判別します。



連結車両の場合は、被けん引車が仮ナンバーをつけていても、通常の連結車両と同じ扱いとなります。  
なお、仮ナンバーの自動車で他の自動車をけん引することはできません。

お問い合わせ先 阪神高速お客さまセンター 06-6576-1484  
(平日 8:30~19:00 土日祝・年末年始 9:00~18:00)  
阪神高速ホームページ <http://www.hanshin-exp.co.jp>

